

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

平成27年 5月13日

奈良県健康福祉部長 土井 敏多

1 業務の概要

(1) 業務名

重症心身障害児在宅医療支援事業

(2) 業務の目的

医療を必要とする在宅の重症心身障害児（おおむね18歳まで）に対して、医師、理学療法士等多職種で構成する在宅医療支援体制の構築に向けて、多職種連携による支援をモデル的に実施することにより、それぞれの職種に求められる支援内容や技術を明確にするとともに、多職種の専門的な職員の連携による包括的な支援体制の構築を目的とする。

(3) 業務の内容

コーディネーター職員（看護師等）を配置し、医療を必要とする在宅障害児に対する支援について、医師、看護師、理学療法士、保育士等多職種の専門的な職員の連携による包括的な支援体制を整備するとともに、多職種連携の意義や具体的な取組方法についての実践的な研修を実施する。

(4) 委託予定金額

予算額4,800千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「重症心身障害児在宅医療支援事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

2 応募資格

本件業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成27年5月13日（水）から本件業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成27年5月13日（水）から本件業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は

営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (8)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12)本件業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2)提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3)提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4)提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5)そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1)担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県健康福祉部障害福祉課療育係
電話番号 0742-27-8517
ファクシミリ 0742-22-1814
電子メールアドレス syogai@office.pref.nara.lg.jp

- (2)仕様書及び重症心身障害児在宅医療支援事業委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)の配布
平成27年5月13日(水)から同年6月1日(月)午後5時までの間に、(1)の担当部局又はインターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」から入手するものとする。

- (3)企画提案書類の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4)質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1)本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書類は返却しない。